



最高裁秘書第 2187 号

平成 29 年 5 月 16 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

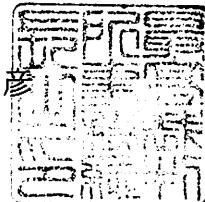
諮問番号 平成 29 年度（最情） 諒問第 17 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年5月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

5月9日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「不開示部分が本当に法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 最高裁判所長官室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの

イ 最高裁判所判事室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの

ウ 最高裁判所首席調査官室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、対象文書として、①最高裁庁舎耐震改修工事 週間工程報告書 第55号(6/23~6/29), ②最高裁庁舎耐震改修工事 月間工程報告書 第19号(1月4日) 及び③最高裁庁舎耐震

改修工事 週間工程報告書 第102号（5/24～5/30）を特定した上、4月5日付で、申出に係る部分を抜粋して開示に代わる情報の提供をすることとし、さらに、同抜粋部分（以下「本件対象文書」という。）につき、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号の不開示情報
本件対象文書中、不開示とした部分のうち、氏名及び印影は、個人に関する情報であって、法第5条第1号に定める個人識別情報に相当するものである。

イ 法第5条第6号の不開示情報

本件対象文書中、不開示とした部分のうち、ア以外の部分については、最高裁判所長官室、最高裁判所判事室及び最高裁判所首席調査官室の写真及びその撮影場所が記載されたものである。

最高裁判所長官、最高裁判所判事は裁判所の業務における意思決定に極めて重要な役割を担っていること、最高裁判所首席調査官は最高裁判所の裁判所調査官の事務を総括していることから、襲撃の対象となるおそれが多く、最高裁判所長官室、最高裁判所判事室及び最高裁判所首席調査官室は、いずれも極めて高度なセキュリティが要請されている室である。

したがって、その位置及び室の構造を公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがあることから、上記各室の写真及び撮影場所は、法第5条第6号に定める不開示情報に相当するものである。

よって、原判断は相当である。